

## 第9-11表 公的扶助制度・支援政策等

Table 9-11: Public assistance systems

日本		
制度名	生活保護制度	求職者支援制度（注1）
根拠法	生活保護法（1950年制定，最終改正2014年）	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（2011年10月1日施行）
管理運営	厚生労働省（実施は地方自治体）	厚生労働省，ハローワーク，（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構，訓練実施機関
財源	国（4分の3）及び自治体（4分の1）	政府の一般財源及び雇用保険特別会計
対象	生活困窮者に対し，最低限度の生活を保障するとともに，自立を助長する	雇用保険に加入できなかった者，雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した者，雇用保険の加入期間不足で雇用保険を受けられない者，自営業者，学卒未就職者など
受給要件	必要に応じて1種類以上の扶助が受けられる（1種類の扶助受給を単給，2つ以上を併給という）。医療扶助，介護扶助は現物給付で，それ以外は金銭給付が原則 ・扶助の種類： 生活扶助，教育扶助，住宅扶助，医療扶助，介護扶助，出産扶助，生業扶助，葬祭扶助	以下の全てに該当する者が対象となる ・雇用保険被保険者ではない，また雇用保険の求職者給付を受給できない者 ・本人収入が月8万円以下の者 ・世帯全体の収入が月25万円以下（年300万円以下）の者 ・世帯全体の金融資産が300万円以下の者 ・現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない者 ・全ての訓練実施日に出席する者（やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席） ・訓練期間中から訓練修了後，定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける者 ・同世帯の者で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない者既にこの給付金を受給したことがある場合は，前回の受給から6年以上経過している者 ・過去3年以内に失業等給付等の不正受給をしていないこと
給付水準	基準額（月額） 生活扶助（2017年度，冬季加算，児童養育加算，母子加算を含む）	・職業訓練受講手当：月額10万円 ・通所手当：通所経路に応じた所定の額 ・給付期間：原則として最長1年（ハローワーク所長が特に必要と認めた場合は2年まで）
現状・実績	・生活保護費：3.8兆円（2019年度当初予算） ・被保護世帯数：163万8866世帯（2018年12月） ・被保護者数：209万5千人（実人員，2018年12月）	・求職者支援訓練受講者数累計：39万8124人（2011年10月～2018年1月） ・訓練修了者等の就職状況：基礎コース 59.1%，実践コース 65.0%（2018年度）

出典：日本：厚生労働省ウェブサイト，「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」（2011年10月）

注1) 一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く），ハローワークの就職支援を拒否すると，給付金が不支給となるばかりではなく，これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となる。職業訓練受講給付金だけで生活費が不足する者は，労働金庫の貸付制度を利用できる（要返済）。訓練の受講料は無料，テキスト代等は自己負担。

## アメリカ

制度名	貧困家庭一時扶助(TANF)	補足的保障所得 (SSI)	メディケイド	補助的栄養支援プログラム (SNAP, 旧フードスタンプ)	一般扶助 (勤労所得税額控除) (注3)
根拠法	社会保障法	社会保障法	社会保障法・ACA (注2)	フードスタンプ法	1986年税制改革法
管理運営	州政府	連邦政府	州政府	州政府	連邦政府
財源	連邦及び州の一般財源	連邦政府	連邦及び州の一般財源	連邦政府	—
対象	未成年の児童, 妊婦のいる世帯等	65歳以上の高齢者, 障害者等	貧困家庭の児童, 妊婦等	所得水準が連邦の基準を下回る世帯等	1ドル以上の年収があるとともに, 子の数等で定まる上限年収以下の者
受給要件	州ごとに異なる	所得・家族構成等により, 州ごとに異なる (州により上乘せ給付あり)	所得・家族構成等により, 州ごとに異なる	所得・家族構成等により異なる	所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付 (実際は給付)
給付水準	州ごとに決定	1人当たり: 771ドル 夫婦当たり: 1157ドル (月額, 2019年)	—	1人当たり: 126.96ドル (月額, 2018年)	平均還付額: 約2488ドル
現状・実績	被保護者数: 220万人 (2018年度) 被保護世帯数: 98万世帯 (2018年度) 基礎手当額(連邦政府支出): 35億9千万ドル (2017年度)	被保護者数: 806万7千人 (2017年月平均) 総支給額: 546億ドル (2017年)	被保護者数: 7220万人 (2016年月平均) 総支給額: 5809億ドル (2016年度)	被保護者数: 3965万2千人 (2018年平均) 総支給額: 649億ドル (2018年, 諸経費込み)	2500万人が総額で630億ドルの還付 (2012年)

出典: アメリカ: 保健社会福祉省(DHHS), 農務省, 内国歳入庁各ウェブサイト

注 2) Affordable Care Act: ACA.

3) Earned Income Tax Credit: EITC.

## 第9-11表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-11: Public assistance systems (cont.)

イギリス				
制度名	所得補助	雇用・生活補助手当 (所得連動)	住宅給付	税額控除
根拠法	1992年社会保障拠出・給付法	2007年福祉改革法	1992年社会保障拠出・給付法	2002年税額控除法
管理運営	雇用年金省	雇用年金省	雇用年金省及び地方自治体	財務省
財源	国の一般財源	国の一般財源	国の一般財源	国の一般財源
対象	一人親等	健康上の理由により就労困難な低所得者。健康状態により就労関連活動グループと要支援グループに区分	賃貸住宅に居住する低所得世帯に賃貸料を補助	就労や子の有無により税を還付
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16歳～年金支給開始年齢前の者</li> <li>・ 無所得又は低所得</li> <li>・ 資産が1万6000ポンド以下</li> <li>・ 週の就労が16時間未満（配偶者は24時間未満）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金支給開始年齢前の者</li> <li>・ 法定の傷病手当、産休手当を受給しておらず、復職していない</li> <li>・ 求職者手当を受給していない</li> <li>・ 資産が1万6000ポンド以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住居の賃貸料を支払っている</li> <li>・ 低所得又は給付を受給している</li> <li>・ 資産が1万6000ポンド以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 就労税額控除</li> <li>・ 25歳以上（注5）</li> <li>・ 週労働時間は25～59歳で30時間以上、その他16時間以上、等</li> <li>② 児童税額控除</li> <li>9-13表（p.325）参照</li> </ul>
給付水準	家族構成等を勘案 （単位：ポンド） ① 単身者 ・ 18～24歳：57.90 ・ 25歳以上：73.10 ② カップル ・ 18歳以上：114.85 （週当たり、2019年）	就労関連活動： 73.10ポンド 要支援： 111.65ポンド （週当たり、2019年） （注4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃貸料の全額又は一部（公的住宅か民間賃貸かなど、条件により異なる）</li> <li>・ 資産額等により減額</li> <li>・ 35歳未満の単身者には、より低い額を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 就労税額控除</li> <li>基本部分： 1960ポンド／年 （注6）</li> <li>② 児童税額控除</li> <li>9-13表（p.325）参照</li> </ul>
現状・実績	被保護者数： 59万人 総支給額： 21億4千万ポンド （グレートブリテン、2017年度）	被保護者数： 186万6千人 総支給額： 106億4千万ポンド （グレートブリテン、2017年度）	被保護者数： 437万1千人 総支給額： 223億ポンド （グレートブリテン、2017年度）	被保護世帯数： 404万7千世帯 総支給額： 270億3千万ポンド （グレートブリテン、2016年度）

出典：イギリス：Gov.ukウェブサイト

注 4) このほか、家族構成等で加算。資産額に応じた減額措置あり。

5) 子がいるか、障害がある場合は16～24歳も対象。

6) 労働時間や障害の有無、子の有無などで加算あり。

## イギリス（続き）

制度名	所得調査制求職者手当	ユニバーサル・クレジット	ワーク・アンド・ヘルス・プログラム
根拠法	1995年求職者法	2012年福祉改革法	
管理運営	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う	雇用年金省が所管、民間の雇用サービス事業者に実施を委託（ジョブセンター・プラスが対象者を紹介）
財源	一般財源（全額国庫負担）	一般財源（全額国庫負担）	
対象	原則として18歳以上年金受給年齢未満の失業者であるイギリス居住者（16～17歳層について例外あり）	従来の低所得者向け給付（注7）を統合する制度として、2013年以降段階的に導入中（2023年に完了予定） 対象者は、18歳以上～年金受給年齢未満のイギリス居住者（例外的に16～17歳層にも適用）	・ 障害者 ・ 不利な状況等により、就労支援を必要とする者（注8） ・ 求職者手当を24か月以上受給している長期失業者 ※長期失業者以外については、参加は任意
受給要件	・ 仕事に就いておらず（又は週16時間未満労働）、フルタイムの教育も受けていない ・ 就労が可能 ・ 資産が1万6000ポンド以下 ・ 収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいない ・ 受給中の活動計画に合意し、2週間に1度、ジョブセンター・プラスに来所する	・ 低所得又は失業中 ・ フルタイムの教育を受けていない（例外あり） ・ 資産が1万6000ポンド以下 ・ 受給中の活動計画に合意する（通常、求職者として受給するためには、ジョブセンター職員との定期的な面談や継続的な求職活動などが記載される）	
給付水準	世帯構成、世帯の事情（障害者、年金受給者がいる等）により支給額を決定、受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。支給期間に関する上限はなし 基本額（ポンド、週当たり、2019年度） ・ 単身者：16～24歳 57.90 25歳以上 73.10 ・ カップル（18歳以上）：114.85	世帯構成、世帯の事情（子、障害者の子がいる等）により支給額を決定、受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。支給期間に関する上限はなし 基本額（ポンド、月額、2019年度） ・ 単身者：16～24歳 251.77 25歳以上 317.82 ・ カップル（25歳以上）：498.89	支援内容： ・ 対象者の就職及び就職後の定着支援。具体的な手法は委託先の民間事業者に一任、受け入れ実績と達成された成果に応じて委託費を支払う ・ 成果の基準は、所定の収入額（最低賃金等で週16時間、26週間の就労に相当する額）の達成、又は自営業者として6か月間の就業
現状・実績	給付者数：37万8千人 総支給額：14億4千万ポンド（グレートブリテン、2017年度）	給付者数：62万7千人 総支給額：33億2千万ポンド（グレートブリテン、2017年度）	2017～18年の導入以降、2019年2月までの参加者5万1490人のうち、成果に結びついた者は3140人

注 7) 所得調査制求職者手当, 所得連動制雇用・生活補助手当, 生活補助, 住宅給付, 税額控除（児童・就労）。

8) 介護者, ホームレス, 難民, 薬物等の依存症による就労困難者, 犯罪歴のある者など。

## 第9-11表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-11: Public assistance systems (cont.)

ドイツ		
制度名	社会扶助(Sozialhilfe)	失業給付 II (Arbeitslosengeld II) (注9)
根拠法	社会法典第12編	社会法典第2編(SGB II) 「求職者のための基礎保障」
管理運営	地方自治体	連邦雇用エージェンシー及び地方自治体
財源	自治体の一般財源（高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障については2014年以降は連邦政府が100%負担）	連邦政府の一般財源（全額国庫負担。ただし、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源）
対象	就労能力のない生活困窮者（資力調査が要件）	働くことが可能で生活に困窮している者（大半は失業給付 I の受給期間が終了した者）
受給要件	親族等からの支援がなく、かつ、就労が不能な生活困窮者であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15 歳以上法定老齢年金の支給開始年齢未満（注10）</li> <li>・ 1 日最低 3 時間の就労ができる者</li> <li>・ 自身の財産や収入を利用して生計を十分に確保できず、親族や他者等からの支援も得ていない状態であること</li> <li>・ 日常的にドイツに居住していること</li> </ul>
給付水準	給付額は、必要不可欠な生計費から手取り収入や他制度からの現金給付等の合計を差し引いた額を基本に算定される。中心的な給付は「生計扶助」で、給付内容は、食料、住居、衣服、身体の手入れ、家具、暖房及び日常生活上の個人的需要（一定限度内での交際や文化生活への参加等）に係る費用（必要不可欠な生計費）である。このほかに疾病、障害、要介護等様々な生活上の特別な状況にある者に対して援助を行う「特別扶助」や「高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障」給付などがある	給付基準月額（2019年1月1日以降）： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単身者：424 ユーロ</li> <li>・ 成人同士（満18歳以上）のカップル：1人につき382ユーロ</li> <li>・ 25歳未満で、需要共同体(BG)において生活する者：339 ユーロ</li> <li>・ 14～17 歳：322 ユーロ</li> <li>・ 6～13 歳：302 ユーロ</li> <li>・ 0～5 歳：245 ユーロ</li> </ul>
現状・実績	被保護者数： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活扶助受給者数：約37万4千人（2016年末）</li> <li>・ 特別扶助受給者数：約141万人（2016年末）</li> <li>・ 高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障受給者：約105万9千人（2017年末）</li> </ul>	受給者数： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 失業給付 II (Alg II) 436万2千人（2017年平均）</li> <li>・ 社会手当(SG)169万人（2017年12月）</li> </ul> 支給総額（2017年）：154億ユーロ

	ドイツ (続き)	フランス												
制度名	長期失業者の削減プログラム	積極的連帯所得手当(RSA)												
根拠法	社会法典第3編(SGB III)	社会福祉・家庭法典												
管理運営	連邦労働・社会省	家族手当金庫(CAF), 農業社会共済(MSA), 県, 雇用年金省												
財源	欧州社会ファンドの資金を活用	国の一般財源												
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・35歳以上の失業給付II受給者</li> <li>・2年以上の失業者(特に5年以上の失業者には集中促進策が行われる)</li> <li>・有用な職業資格がないこと</li> <li>・職業紹介を行う上で困難な状況があること(健康上の問題, 50歳以上, ドイツ語の知識がない等)</li> </ul>	25歳以上, 若しくは1人以上の子(胎児を含む)がいる25歳未満のフランス居住者(注11)												
受給要件	労働社会省が欧州社会ファンドの資金を活用して行う長期失業者対策は, 上述の一定の条件を満たす者を雇用した事業主に対して, ジョブセンターを通じて賃金助成を行う	職に就くと手当の支給が止められたRMIに対し, RSAでは, 最長で3か月間, 就労所得とRSAを同時に取得できる												
給付水準	一定の条件を満たす者を雇用した事業主に対して, 最大75%の賃金助成が支払われる	RSAの定額金は, 世帯の収入, 構成人数等により設定(注12) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単身者</th> <th>カップル・夫婦</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子なし</td> <td>559.74</td> <td>839.61</td> </tr> <tr> <td>子1人</td> <td>839.61</td> <td>1007.53</td> </tr> <tr> <td>子2人</td> <td>1007.53</td> <td>1175.45</td> </tr> </tbody> </table> 単身者・カップルとも, 子2人目以降は1人増えるごとに223.90ユーロが加算。 (単位: ユーロ, 2019年1月現在)		単身者	カップル・夫婦	子なし	559.74	839.61	子1人	839.61	1007.53	子2人	1007.53	1175.45
	単身者	カップル・夫婦												
子なし	559.74	839.61												
子1人	839.61	1007.53												
子2人	1007.53	1175.45												
現状・実績	賃金助成のほかにも, ジョブセンターの専門員により, 失業者に対する就職に向けた適切な働きかけ, 雇用後の企業内でのコーチング, 必要に応じた職業資格や基礎能力(読み書き等)の習得への斡旋などを行う	被保護世帯数: 222万9千世帯(2013年6月末現在) 被保護者数: 470万人(2013年6月末現在)												

出典: ドイツ: 労働社会省(BMAS), 連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト, 厚生労働省「2018年海外情勢報告」注9) 比較的軽い違反(正当な理由なく, 相談日にジョブセンターに来ない場合等)は基準需要が10%減額される。正当な理由なく, 合理的な就労の斡旋等を拒否する等の義務違反を行った場合は, 初回の義務違反で基準需要が30%減額される。さらに2度目の義務違反があった場合は基準需要が60%減額され, 3回の義務違反を重ねると, 失業給付IIの請求権がなくなる(ただし, 以前の義務違反による給付の減額の開始時期から1年以上経過している場合には, 義務違反の再犯とはならない)。制裁期間は一律3か月間(25歳未満は, 個々の事情を考慮して6週間への短縮の場合あり)。なお, 失業給付II受給者の早期就職への第一歩として, 公的団体や公共施設での仕事に従事することで, 就労する習慣を身につけさせることを目的とした政策「労働の機会(Arbeitsgelegenheit: 通称「1ユーロジョブ」)」がある。受給者には, 失業給付IIに加えて, ジョブセンターから手当が支給される。実施機関には, 労働の機会の提供に際して発生した費用が支払われる。

10) 2012年から上限は67歳未満に段階的に引き上げ。

## 第9-11表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-11: Public assistance systems (cont.)

フランス（続き）	
制度名	連帯特別手当(ASS)（注13）
根拠法	労働法典第L5423条など
管理運営	規則制定などの制度管理は政府、事業の管理運営は雇用局(Pôle emploi)
財源	政府の一般財源（全額国庫負担）
対象	原則失業給付（雇用復帰支援手当: ARE）の受給期間を満了した長期失業者。自発的にASSの受給を選択した50歳以上のARE対象者
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離職前 10 年間に 5 年以上就業していたこと（注 14）</li> <li>・ 実際に求職活動を行っていること（ただし、55歳以上の者については免除される）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手当を申請した時点で、家族扶養手当及び住宅手当を除く一か月の収入が、一定額（2015年11月12日現在、単身者 1137.5ユーロ、夫婦1787.5ユーロ）に満たない</li> </ul>
給付水準	<p>世帯収入に応じて給付額が決まる。</p> <p>①単身者の場合（月額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月収 669.60 未満 502.20</li> <li>・ 月収 669.60 ~1171.80未満 収入の差額</li> <li>・ 月収 1171.80以上 給付ゼロ</li> </ul> <p>②カップル・夫婦の場合（月額一人当たり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月収 1339.20未満 502.20</li> <li>・ 月収 1339.20 ~1841.40未満 収入の差額</li> <li>・ 月収 1841.40以上 給付ゼロ</li> </ul> <p>（単位：ユーロ、2019年1月1日現在）</p>
現状・実績	<p>受給者：</p> <p>45万9300人（2016年11月30日、本土）</p> <p>支給総額：</p> <p>18.32億ユーロ（2009年実績）</p>

出典：フランス：政府公共サービス及び家族手当金庫(CAF)各ウェブサイト、労働省発表報告書*Les allocataires du régime de solidarité nationale en 2009*等

注 11) 所得のない者に対し、「最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、社会参入を手助けする」制度として、RMI（社会参入最低所得手当）及びAPI（単親手当）に代わり、2009年6月1日より全国的に導入された。

12) 給付額は、（定額金＋世帯の就労所得の62%）－（家族手当等による世帯収入＋定額の住宅援助）により計算される。ASS: Allocation de solidarité spécifique.

13) 60歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、公的年金の満額支給開始年齢（65歳から67歳に段階的引き上げ中）まで受給可能。月に78時間以上の賃金労働に就いた場合、仕事を始めてから3か月間は仕事による収入とASSの全額を得られる。4か月目から12か月目までは、ASSの給付額から仕事による収入分が天引きされるが、雇用局から毎月150ユーロの特別手当が支給。4か月連続で月78時間を超えるひとつ又は複数の賃金労働に従事した場合、雇用復帰特別手当として1000ユーロが支給。

14) ただし、子を育てるために休業していた場合は、3年を上限として子1人につき1年、就業年数の条件を軽減できる。なお、離職前10年間に就業していた期間が5年未満の者については、積極的連帯所得手当（RSA: Revenu de solidarité active）を受給できる。